

第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における主な事業の進捗状況について
(自立支援・重度化防止等に係る取組と目標) 令和6年度上半期(令和6年9月末)時点

第9期計画(第6章 3 自立支援・重度化防止に係る取組と目標)				令和6年度上半期(令和6年9月末)	
NO.	計画 頁数	取組内容	目標	実施内容 (実績)	課題と対応策 (備考)
(1) 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組の推進					
<在宅医療と介護の連携>					
1	179	【在宅医療・介護連携推進事業の推進】 地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議(部会・ワーキング)」において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討する。	すべての区において、区役所が主体的に会議を開催し、課題を抽出のうえ、対応策を立案する。	区役所が主体的に会議を開催し対応策を検討、具体化：21区/24区	今後も引き続き、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討します。
2	180	【医療・介護関係者に関する相談支援】 「在宅医療・介護連携相談支援室」に在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図る。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。	地域の医療・介護に関する会議への参画：24区/24区	今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図ります。
3	180	【医療・介護関係者の研修】 在宅医療・介護連携が促進できるよう、関係者が相互に信頼できる「顔の見える関係」づくりを進めるため、多職種の連携を図るための研修会を開催する。	すべての区において、医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する。	多職種研修会の開催：12区/24区	今後も引き続き、多職種間の連携強化のため研修会を開催します。
4	180	【地域住民への普及啓発】 地域住民が自ら希望する医療や介護を受けるなど、在宅での療養が必要となったときに、適切にサービスを選択できるよう普及・啓発を進めていく。	すべての区において、在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する。	区民講演会や広報紙等・ホームページ等を活用した地域住民に対する普及啓発：20区/24区	今後も、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組みます。
5	180	【医療・介護関係者の情報共有の支援】 患者・利用者等の状態の変化に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう多職種で情報共有ツールの活用等について検討する。	すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成するべきツールを検討する。	地域で充実又は作成するべき情報共有ツールの検討：23区/24区	今後も、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組みます。
6	180	【医療・介護関係者のその他の支援】 在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、多職種連携によるチームケアの体制の構築を進める。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討する。	区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方の検討、具体化：21区/24区	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取組みを進めます。
7	180	【在宅医療・介護連携推進事業の評価・改善】 PDCAサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進める。	すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をPDCAサイクルに沿って実施する。	PDCAサイクルに沿った課題対応の実施：19区/24区	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、PDCAサイクルを意識した事業実施の推進を図ります。

第9期計画（第6章 3 自立支援・重度化防止に係る取組と目標）				令和6年度上半期（令和6年9月末）	
NO.	計画頁数	取組内容	目標	実施内容（実績）	課題と対応策（備考）
＜地域包括支援センターの機能強化＞					
8	181	【地域包括支援センターの資質の向上】 地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図る。	事業評価指標※に基づく評価結果 目標値等：全ての地域包括支援センターが全ての項目を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価指標	（取組実績） 地域包括支援センター職員に対して研修を実施するとともに、毎月開催している地域包括支援センター管理者会において、事業運営に必要な情報提供等を行うなど、地域包括支援センター運営における、質の確保及び向上並びに必要な改善が図られるよう継続した支援に努めている。 （業績目標の実績） 「事業評価指標」の全項目を達成する地域包括支援センターの割合：未確定 ※令和6年度実績は令和7年10月頃に確定予定。	—
＜認知症の人への支援＞					
9	181	【認知症初期集中支援推進事業の推進】 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進する。	医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上／年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 支援終了時における在宅生活率 目標値：80%以上／年	医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に配置している。 ・医療・介護等の支援につながった割合、支援終了時における在宅生活率、訪問支援対象者数：年度末集計のため、報告不可	認知症初期集中支援推進事業については、継続的に支援を行うことができている。引き続きチーム員への研修の実施等によりスキルの維持向上を図る。 また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、チームの認知度向上に取り組む。
＜介護予防・重度化防止の推進＞					
10	181	【百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実】 介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、おもりなど必要物品の貸し出しや、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施する。 eスポーツ体験講座の実施を支援することにより通いの場への参加拡大を図る。	百歳体操等参加者数 2024（令和6）年度末16,330人 2025（令和7）年度末16,660人 2026（令和8）年度末17,000人	（取組実績） ・参加者数：年度末集計のため、報告不可	—
11	182	【介護予防ポイント事業】 社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組を推進する。	介護予防ポイント事業活動者数 2024（令和6）年度末500人 2025（令和7）年度末650人 2026（令和8）年度末800人	介護予防ポイント事業活動者数：348人	令和6年度から施設活動コースにおける年間の換金上限額を引き上げたことをきっかけに、関係機関等と連携し、広く事業周知を行うことができた。 引き続き、65歳以上の高齢者を対象に、登録時研修や活動登録者交流会を実施するとともに、実活動者の増加に向け体験会を実施する。また、作成したチラシやポスター並びにSNSを活用した広報を継続的に実施する。
12	182	【生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実】 市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施する。	リハビリテーションサービスの利用促進 ・通所リハビリテーション利用率 2024（令和6）年度末時点6.5% 2025（令和7）年度末時点7% 2026（令和8）年度末時点8%	通所リハビリテーション利用率 2024（令和6）年5月末時点6.4%	市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発を行うなど、リハビリテーションサービスの利用促進に向けて取り組む。

第9期計画（第6章 3 自立支援・重度化防止に係る取組と目標）				令和6年度上半期（令和6年9月末）	
NO.	計画 頁 数	取組内容	目標	実施内容 （実績）	課題と対応策 （備考）
＜介護支援専門員の質の向上＞					
13	182	【ケアマネスキルアップ事業】 介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援するために、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行う。	ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数 2024(令和6)年度402か所 2025(令和7)年度406か所 2026(令和8)年度410か所	参加事業所数 204か所	引き続き、介護支援専門員の資質向上をめざしていく。
（2）介護給付等に要する費用の適正化の推進					
14	183	【ケアプランチェック（居宅サービス計画）】 個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供の確保等を目的として、居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援する。	訪問事業所数 2024(令和6)年度188か所 2025(令和7)年度190か所 2026(令和8)年度192か所	訪問事業所数 51か所	調査員（介護支援専門員）の確保が難しく、常に欠員が出ている状態で、訪問事業所数を増やすことが難しかった。 引き続き、調査員の確保に努めながら、居宅介護支援事業所を訪問して、ケアプランの記載内容を確認検証し、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援する。
15	183	【介護給付費支払実績点検（縦覧点検）】 国民健康保険団体連合会に業務を委託し、受給者ごとに複数月の明細書の算定回数や事業者間等の給付の整合性を確認するために縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認したうえで、請求の誤りが判明した場合には返還を求める。	点検件数（国保連委託） 2024(令和6)年度1,633件 2025(令和7)年度1,666件 2026(令和8)年度1,699件	点検件数 931件	引き続き、縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認したうえで、請求の誤りが判明した場合には返還を求める。
16	183	【有料老人ホーム等において介護サービスを提供する事業者に対する重点的な運営指導】 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（特定施設入居者生活介護事業所を除く）において介護サービスを提供する事業者に対し、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、重点的な指導を行う。	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への運営指導数 2024(令和6)年度79か所 2025(令和7)年度81か所 2026(令和8)年度83か所	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への運営指導数 17か所	引き続き、該当する事業所に対して重点的に指導を行い、適切なサービス提供が行われているか確認していく。
17	183	【公平・公正な要介護（要支援）認定調査】 公平・公正な要介護（要支援）認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する新規研修・現任研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行う。	認定調査員等研修（新規・現任） 2024(令和6)年度451人 2025(令和7)年度451人 2026(令和8)年度451人	認定調査員等研修 新規研修（Web研修）通年開催 受講人数42人 現任研修 今後開催予定	公平・公正な要介護（要支援）認定を行うために、全国一律の基準に従った調査を行う必要がある。そのため、認定調査員等に対する新規研修・現任研修を行う。研修については、オンラインで可能なものは引き続きWeb研修を検討していく。

第9期計画（第6章 3 自立支援・重度化防止に係る取組と目標）				令和6年度上半期（令和6年9月末）	
NO.	計画頁数	取組内容	目標	実施内容（実績）	課題と対応策（備考）
（3）その他					
18	184	【介護サービス事業所に対する指導】 介護サービス事業所に対する運営指導の一部委託を継続し、運営指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにする。	運営指導実施率 2024(令和6)～2026(令和8)各年度 16.6%以上	運営指導実施率 8.41%	より効率的な指導に努め、引き続き、指定の更新期間である6年に1度の指導を行うことを目標に取り組んでいく。
19	184	【高齢者虐待防止に関する取組の推進】 養介護施設従事者等に対しては、集団指導や運営指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進める。 また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすものになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組を進める。	虐待防止等に関する研修参加事業所数 2024(令和6)年度6,210か所 2025(令和7)年度6,334か所 2026(令和8)年度6,461か所	令和6年度集団指導における人権擁護に関する研修参加事業所数は集計中。	—
20	184	【福祉・介護人材の育成等】 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組む。 また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図る。	大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修に対する満足度評価（5段階評価）4以上 小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育の実施により、福祉に対する小学生の理解が深まったと感じる小学校教員80%以上	・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、介護サービス事業等の従事者の資質向上の観点から、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施 ・小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、配付予定	・大阪市社会福祉研修・情報センター 研修受講者満足度評価等の目標が達成できるように、受講者に対して満足度に関するアンケートを実施し、効果検証を行いながら、受講者に満足してもらえる研修を行っていく必要がある。 ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、総合的な学習の時間等における福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機会を設けていく。
21	184	【介護職員処遇改善加算取得の促進】 介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組がより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組む。	・処遇改善加算取得事業所数 2024(令和6)年度4,265か所 2025(令和7)年度4,350か所 2026(令和8)年度4,437か所 ・特定処遇改善加算取得事業所数 2024(令和6)年度3,218か所 2025(令和7)年度3,282か所 2026(令和8)年度3,348か所	介護職員等処遇改善加算取得事業所数 3,430か所 ※令和6年6月より、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、ベースアップや事業者の加算取得にかかる事務負担軽減につながるよう従来の加算から新しい加算（介護職員等処遇改善加算）への一本化が行われた。	介護事業所等への集団指導等において、介護職員等処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組む。